

茨城県こども計画策定にあたり、こども・若者・保護者からいただいた意見と回答

意見の分類	番号	意見	年代	意見を受けて施策の方向性	こども計画への反映状況
こどもまんなか社会づくり	1	子供の意見を取り入れる。	小・中学生	・こども等の意見を取り入れるため、令和5年度にアンケートを実施し、今回意見反映を行いました。	いただいた意見を踏まえて、計画を作成しています。
	2	子供に対する社会全体の育てにくさ。うるさくすればすぐ禁止。公園、遊具が全然無い。高齢者優先の社会。親の責任が大きい。こどもを社会で守ろうという空気感がない	保護者	・全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の理念の普及啓発に取り組んでいきます。	第3章 施策1 I 2 (1) こどもまんなか理念の普及啓発
学校生活	3	アイパッドにしてください	小・中学生	・ご意見の内容は今後の施策を検討するうえでの参考にさせていただきます。 ・なお、市町村立学校の運営や校内設備等については、各市町村教育委員会又は学校で判断される内容であることから、市町村教育委員会にご意見を共有します。	—
	4	ランドセルじゃなくてバッグにしたい	小・中学生		
	5	学校の校庭は芝生にして欲しい（転んだら痛いから）	小・中学生		
	6	学校部活の外部コーチの採用。	保護者		
	7	自転車登校にしたい	小・中学生		
	8	算数セットは、各学校の備品としてもらえると助かるのではないかと入学の度思う。使うのはほんの少しの時期、学校でしか使わない。名前つけの負担軽減。	保護者		
	9	休日を増やして宿題を減らす。	小・中学生		
	10	学校から遠い人のためにスクールバス	小・中学生		
	11	体育館にエアコンが欲しい	小・中学生		
	12	小学校の保護者が参加する行事等が多く、有給休暇が足りなくなる。	保護者		
	13	学校などで楽しく暮らせる規則	小・中学生	・校則は、各学校がそれぞれの教育目標を達成するために定めるものであり、校則の見直しを行う場合にはその過程でこどもや保護者等の関係者からの意見を聴取した上で定めていくことが望ましいことから、学校や教育委員会等に対してその旨を周知します。	第3章 施策4 I 2 (3) 学校生活
	14	校則の見直し	小・中学生		
遊び場	15	ルールのない公園や遊び場を増やしてほしい	小・中学生	・県が管理する都市公園については、様々な利用者が訪れるため、条例等で利用に関するルールを定めています。庁内関係機関や市町村が管理する公園等もあるため、ご意見を共有します。 ・児童館等を活用し、子どもの居場づくりや保護者どうしの交流が促進されるよう支援します。	第3章 施策2 I 2 (4) こどもの居場所づくり 住宅地などにある小規模な公園等（市町村管理）が主な対象のため、市町村のこども計画に記載することが望ましいと思われます。
	16	子供だけが自由に出入りできて、1日中いつでもやっている施設	小・中学生		
	17	遊ばせる場所が少な過ぎて困る(特に雨の日)	保護者		

意見の分類	番号	意見	年代	意見を受けて施策の方向性	こども計画への反映状況
学びの環境	18	なにかがきっかけで、教室にこなくなってしまうと、勉強ができなくなってしまう人に、勉強を教えてくれる所があるといいと思う。一人一人が教えてくれる所。友達との交流の場所	小・中学生	・児童生徒の不登校等に対する未然防止と適切な対応・支援を行うため、関係機関等との連携強化及び総合的・継続的な相談体制の充実に取り組みます。 ・全てのこども・若者が、安全に安心して過ごせる多くの居場所を持つことができるよう、社会全体で支えていくことが必要であり、地域の多様な居場所がこども・若者にとってよりよい居場所となるよう取り組みます。 ・勉強ができる場所については、図書館や公民館などが考えられますが、県立図書館等県の施設については引き続き学習の場の提供等に努めます。一方、市町村立の施設の活用の仕方は各施設や設置者で判断されるものですので、市町村教育委員会や市町村へご意見を共有します。	第3章 施策4Ⅱ2（1）いじめ対策・不登校やひきこもりへの支援 第3章 施策2Ⅰ2（4）こどもの居場所づくり
	19	不登校特例校の設置や公的なフリースクールの設置	保護者		
	20	放課後など、無料で勉強できる施設	小・中学生		
	21	放課後や休みの日に勉強できる所。	小・中学生		
	22	集中して勉強ができる場所	高校生		
いじめ問題	23	いじめの相談ができるところが欲しい	小・中学生	・児童生徒の不登校や、いじめ等に対する未然防止と適切な対応・支援を行うため、関係機関等との連携強化及び総合的・継続的な相談体制の充実に取り組みます。 ・いじめ等の未然防止、早期発見及び早期解決のため、スクールカウンセラー等の相談体制を充実させます。	第3章 施策4Ⅱ（1）いじめ対策・不登校やひきこもりへの支援
相談窓口	24	こまったときに相談しやすい電話、SNS窓口があっても、電話が使えないと相談のしようがないので、スマホや電話を持っていないでも相談できて、親などに分からない何かほしいです。	小・中学生	・相談内容に応じて様々な相談体制を整備するとともに、こどもに相談窓口を十分周知し、当事者の悩みや困りごとの解消と安心感につながるよう取り組みます。	第3章 施策1Ⅰ2（3）こども・若者の相談体制の充実
	25	悩みを打ち明けられない人に、悩みを打ち明けやすくなるような環境を作って欲しい	小・中学生		
登下校	26	街灯を増やしてほしい	小・中学生	・街灯は道路管理者が設置するものと、市町村や自治会が設置しているものがあるため、庁内関係課及び市町村にご意見を共有します。 ・小学校の登下校の見守りについては、各地域の実情に応じて実施していることから、市町村教育委員会にご意見を共有します。	県（道路管理者）では、道路状況などを把握し道路交通安全を確保する必要がある場合に設置しています。
	27	小学校の登校時の旗当番は、仕事を休まなければならない、負担の大きいものであり、子供を放置して旗当番に向かわなければならない、危険な風習です。このような悪い風習を吸い上げ、無くしていくことが、何よりの支援になります	保護者		
医療	28	病院の少ない地域に病院を増やして人々を守ってほしい。	小・中学生	・地域において妊娠、出産から新生児に至る高度専門的な医療を効果的に提供する、総合的な周産期医療提供体制を整備することにより、安心して子どもを生み育てることのできる環境づくりを推進します。 ・小児科の医療資源の集約化・重点化を推進し、全県24時間365日体制でカバーする安心で効率的な小児救急医療提供体制の整備を進めるとともに、救急電話相談の充実や啓発パンフレットの活用等により保護者の不安解消を図ります。	第3章 施策3Ⅰ2（2）小児・周産期医療体制の充実
	29	休みの日や夜間の小児科外来等24時間診てくれるクリニック等があるとすごく心強い	保護者		
	30	子どもの救急時の病院がもっと近いと助かります	保護者		
	31	近くに産婦人科がないので出産が不安	保護者		
	32	小児科が少ない	保護者		

意見の分類	番号	意見	年代	意見を受けて施策の方向性	こども計画への反映状況
病児保育	33	病児保育施設の拡充	保護者	・病児保育等の保育サービスの充実を図ってまいります。 ・地域の子育て支援の充実を図るため、「病児・病後児保育」など、安心して子育てできる環境づくりを進めてまいります。	第3章 施策3Ⅱ2（2）多様な幼児教育・保育ニーズへの対応 第3章 施策6Ⅰ2（3）地域子育て支援・家庭教育支援
地域とのかかわり	34	地域のイベントや催事を増やしてほしい	小・中学生	・地域の資源や人材を活用しながら、こどもの居場所づくりを支援していきます。	第3章 施策2Ⅰ2（4）こどもの居場所づくり
生活に関する負担軽減	35	朝、小1の子だけを残して出勤する訳に行かず、時短を取っています。下の子が小学校入学するタイミングで時短も取れなくなるので困っている。	保護者	・企業における働き方改革を促進し、ワーク・ライフ・バランスの実現を目指すため、経済団体や労働団体と連携し、県内優良事例の普及啓発や経営者の意識改革などに取り組みます。	第3章 施策6Ⅱ2（1）ワーク・ライフ・バランスの実現
育児相談	36	男性向けの育児相談が容易にできるシステム	保護者	・男女を問わず、産後うつ予防や新生児への虐待予防を図る観点から、広域的な連携支援の下、市町村における産後ケア事業等の推進を図ります。また、子育てに関する相談窓口を設置します。 ・様々なニーズに対して総合的相談支援を提供するワンストップ拠点である子育て世代包括センターの整備について、市町村の取組を促進します。	第3章 施策3Ⅰ2（1）妊娠・出産・子育て期にわたる切れ目のない支援の実施 第3章 施策6Ⅰ2（3）地域子育て支援・家庭教育支援
働き方改革	37	働き手不足の解消	若者	・仕事のミスマッチ等による早期離職を防止するため、求職者に対しキャリアカウンセリング等の支援を行います。	第3章 施策5Ⅱ2（1）就労支援
	38	子供が病気の時に安心して休める体制。問題は金銭面ではなく人手不足の同僚上司への罪悪感。1日2日で職場に戻る親は多い。4.5日は家でゆっくりさせたい。それには負担をかけた周りの方々に対する援助（例えば、同僚に補助金が出る）などのご褒美があれば良いと思う。	保護者	・多様な働き方が可能となる労働環境の整備のための企業等への支援や、社会全体として、子育て期間を通じて男女が協力して育児を行うものであるとの意識改革が進むよう、気運の醸成を図ります。 ・企業における働き方改革を促進し、ワーク・ライフ・バランスの実現を目指すため、経済団体や労働団体と連携し、県内優良事例の普及啓発や経営者の意識改革などに取り組みます。 ・教員が心身ともに健康で、意欲と高い専門性を持って教育活動に取り組めるよう、在校等時間の適切な管理などにより、教員の働き方改革を推進します。	第3章 施策6Ⅱ2（1）ワーク・ライフ・バランスの実現（2）安心して子育てできる就労環境の整備 第3章 施策4Ⅰ2（1）こどもが安心して過ごし学ぶことができる質の高い公教育
	39	子育て中、全ての親が気軽に休みを取れる環境を作ってください。	小・中学生		
	40	有給休暇が子どもの体調不良での休みでなくなる。子育て家庭が働きやすくなったとして、それをずるいと思う人がいることに精神的負担を感じる。	保護者		
	41	男性が（子が6歳になる頃まで）定時退社できる社会になってほしい	保護者		
	42	教員でも時短を取りやすいように周知、人員確保に取り組んでほしい。	保護者		
	43	小1の壁解消に向けて企業への働きかけをお願いします。	保護者		
	44	育児休暇3年にしてほしい。時短勤務は小学校卒業まで取得可能にしてほしい。	保護者		

意見の分類	番号	意見	年代	意見を受けて施策の方向性	こども計画への反映状況
保育	45	育休中でも保育園に通えるようにしてほしいです。	保護者	・保育所等に入所できるよう、受け皿の拡大を図ってまいります。 ・ご意見の内容については、今後施策に取り組むうえで参考にさせていただきます。	第3章 施策3Ⅱ2（1）保育所等の整備と地域型保育事業の促進
	46	働いていなくても保育園利用を。	保護者		
	47	一時保育や親の通院などによる託児のサービスをもっと気軽に利用できる と嬉しい。	保護者	・延長保育、一時預かり等の保育サービスの充実を図ってまいります。 ・保育所等に通っていない未就園児への支援の強化（こども誰でも通園制度の普及）を図ってまいります。 ・事前予約のご意見については、今後施策に取り組むうえで参考にさせていただきます。	第3章 施策3Ⅱ2（2）多様な幼児教育・保育ニーズへの対応
	48	急用な時などに預かってくれる施設があると助かります。何日前から予約 っていうところばかりなので…	保護者		
	49	保育園で預かってもらえる時間を長くしてほしい。	保護者		
	50	保育士さんのさらなる加配と待遇改善	保護者	・ICT化による負担軽減や、管理者向けの研修を実施して働きやすい職場環境づくりを促してまいります。 ・引き続き、賃金等処遇改善を実施してまいります。	第3章 施策3Ⅱ2（5）幼児教育・保育人材確保の促進
	51	保育士への給料アップ	若者		
	52	保育士さんの給料を上げてほしい。いくら保育所が増えても保育士の数が 少なればなんら意味がないです。	保護者		
	54	公立保育園の主食持参の改善。お金を払うので園で提供してほしい。毎日 持参は大変	保護者	・ご意見の内容については、今後施策に取り組むうえで参考にさせていただきます。	—
保育料	54	3才未満の保育料がきびしく何の為に働いているか分からない。	保護者	・子育て家庭に対する保育料の軽減制度を拡充し、第3子以降の3歳未満児に対する保育料について、所得制限を撤廃することにより完全無償化するなど、子育ての負担が非常に大きい多子世帯への支援の充実を図っています。 ・第2子については、保護者の所得により保育料の支援を行っています。 ・課税世帯も含めた保育の完全無償化について、引き続き国へ要望してまいります。	第3章 施策6Ⅰ2（1）子育て家庭への経済的負担の軽減
	55	0～3歳の保育料無償化	保護者		
	56	保育園の利用料の負担を少なくする	保護者		
放課後児童クラブ	57	学童で子供を18：30までしか預かってもらえないが、もう少し預かって もらえる時間を長くしてほしい	保護者	・放課後児童クラブ（学童）の預かり時間等は、市町村で運営基準等が決められており、県で方針を決めることが出来ませんが、市町村にご意見を提供します。 ・国や市町村と連携しながら放課後児童クラブの受入児童数の拡大を図ってまいります。	第3章 施策6Ⅰ2（4）放課後児童等の安心・安全な居場所づくり
	58	学童をもっと増やしたり、大きくする必要がある	保護者		
学校教員	59	教職員数の充実と、子どもが幅広く学べるための支援	保護者	・教員のICT活用指導力向上の推進や働き方改革等、こどもが安心して過ごし学ぶことができる質の高い公教育に取り組んでいきます。	第3章 施策4Ⅰ2（1）こどもが安心して過ごし学ぶことができる質の高い公教育
	60	公立学校教員の質の向上	保護者		
教育費支援	61	1人の子供に生涯を通してかかるお金が高すぎて、育てられる子供の数が 少なくならざるを得ないので、学費を大幅に安くするべき	高校生	・経済的理由に左右されず、誰もが教育を受けられるよう、市町村が実施する経済的支援を周知します。 ・給食の無償化については、学校設置者（市町村）の判断によるため、全ての市町村で実施されている状況ではありません。引き続き国に対し給食費無償化実現のための財政措置を要望してまいります。 ・若者が、家庭の経済状況にかかわらず、大学等の高等教育機関に進学するチャンスを確保できるよう、高等教育段階の修学支援を着実に実施します	第3章 施策5Ⅰ2（2）高等教育への支援 第3章 施策6Ⅰ2（1）子育て家庭への経済的負担の軽減
	62	義務教育時の金銭的支援（給食費や教科書代、その他学校で必要なもの）	保護者		
	63	給食費無料	保護者		
	64	高校修学支援金の年収要件の撤廃、緩和	保護者		
	65	中・高・大学生への教育費支援	保護者		

意見の分類	番号	意見	年代	意見を受けて施策の方向性	こども計画への反映状況
奨学金	66	奨学金は大学卒業後の負担になるだけで、見栄えのいい借金でしかないため、学費を県が負担したり、子育て世代の税金の控除などを行うべき	高校生	・勉強意欲のある生徒の高校進学が経済的な理由によって阻害されることがないように、高校生を対象にした奨学金貸与事業を実施するとともに、大学等を卒業後、県内に就職・定住することを条件にした奨学金返還助成制度を実施し、進学が困難な者の支援に努めます。	第3章 施策6 I 2 (1) 子育て家庭への経済的負担の軽減
医療費	67	病院の治療の費用等の免除をもっと増やして欲しい	高校生	・子育て家庭への経済的負担の軽減策として、小児や妊産婦を対象とした医療費助成制度（マル福）を実施しています。	第3章 施策6 I 2 (1) 子育て家庭への経済的負担の軽減
	68	子供の医療費18歳まで全額免除	保護者		
結婚	69	若者たちが、家庭を持ちたいと感じさせるようなイベントや広報を増やす	保護者	・進学や就職等自分の将来について考える時期にある高校生などを対象に、若い世代が結婚・妊娠・出産、子育て、仕事を含めた将来のライフデザインを希望どおり描けるよう「赤ちゃんふれあい体験」を実施する子育て支援団体等と連携を図りながら、ライフプランの形成を促すプログラムの提供を推進します。 ・市町村・企業等との連携により、新婚夫婦や結婚を予定するカップルを対象に協賛店で様々な特典サービスが受けられる「いばらき結婚応援パスポート（iPASS）事業」の実施や、市町村が新婚夫婦の住居費や引っ越し費用を補助する取組などを促進することにより、社会全体で結婚を応援する機運を醸成します。 ・結婚・出産に対し前向きな意識を持てるイベント・広報の方法等について今後とも検討していきます。	第3章 施策6 II 2 (1) 若い世代のライフプランの形成促進 (3) 結婚や子育てに対する前向きな機運の醸成
	70	若いうちに子供を作る方が得になるような経済的支援。若い人(男女とも)が結婚を先延ばししないようにする動機付けが必要。	保護者		
情報周知	71	自分も周りの友達を見てもこれから子供を作ろうとしている人で出産一時金やマル福制度等手当や支援に詳しい人は見かけません。ただただ出産育児はお金がかかるからと妊娠を躊躇っている方もいると思うので、こういう支援があるよもっと大々的に知らせていくことも必要なのではないかと思います(マル福制度など子育てする中でありがたいことはたくさんあるので)。	保護者	・小児や妊産婦を対象とした医療費助成制度（マル福）や多子世帯の保育料無償化・一部助成等を実施しています。 ・引き続き、効果的な広報の方法等について検討するとともに、情報の発信に努めていきます。	第3章 施策6 I 2 (1) 子育て家庭への経済的負担の軽減
PTA	72	PTAの廃止	保護者	・PTAの運営については、各PTA組織で判断される内容であるため、茨城県PTA連絡協議会等にご意見を共有します。	—
	73	PTAの役員、活動の強制が負担。講義や交流会が子供の為になっていると思えない上、下校や降園時間と重なるなど、配慮が足りないのではないかと思う。	保護者		
	74	PTAの参加。任意のはずなのに小学校在学中に必ず役員を引き受けなければいけないと記載があり負担に感じている。	保護者		

意見の分類	番号	意見	年代	意見を受けて施策の方向性	こども計画への反映状況
育児の意識改革	75	男性も家事・育児をするのは当然であるということを教育の段階から改革してほしい。	保護者	・あらゆる世代を対象に、男女共同参画社会を実現するため、理解促進や固定的な性別役割分担意識の解消に向けた意識啓発を図ります。 ・高校生に対するライフデザインセミナーなどを通じて、教育段階からキャリア形成とワーク・ライフ・バランスについての意識啓発を行います。 ・育児や介護など様々な制約を持つ人が社会で活躍できるよう、多様な働き方が可能となる労働環境づくりを促進するとともに、男性の家事・育児への参画を促進します。	第3章 施策2Ⅱ2(3)一人ひとりが尊重されるダイバーシティ社会づくり 第3章 施策2Ⅱ(1)性と健康に関する正しい知識の普及・相談支援 第3章 施策5Ⅲ2(1)若い世代のライフプランの形成促進 第3章 施策6Ⅱ2(1)ワーク・ライフ・バランスの実現(2)安心して子育てできる就労環境の整備
	76	会社の上司世代は自身の妻が働かず育児を全て任せていた世代が多く、共働きの理解が得られず結局、土曜や祝日も仕事。母は仕事、家事、育児を全てまかなう状況を何も分かってもらえずどうしたものかと不満に思う。	保護者	・育児休業等が取得しやすくなるよう、両立支援に係る情報発信等により、男女ともに出産・育児に取り組みやすい雇用環境づくりの推進を図ります。 ・男女を問わず、性や妊娠に関する正しい知識の普及啓発と、健康管理を促すプレコンセプションケアの推進に努めていきます。	
	77	男性にも妊娠中、出産、産後の女性の心体の変化について学ぶ場を設けてほしい	保護者	・学校の保健や特別活動の時間において、妊娠や出産などに関する指導を続けてまいります。	
産後ケア	78	家族で利用できる産後ケア施設（できれば県民は補助ありで3.4泊ほど利用できる場所）が欲しいです。上の子供とゆっくりと過ごしながら産後の身体を休められるといいなと思います。	保護者	・県による広域的な連携支援の下、市町村において産後ケア事業等の推進を行っています。	第3章 施策3Ⅱ2(1)妊娠・出産・子育て期にわたる切れ目のない支援の実施
出産費用	79	手当だけでは賅えず、何十万と手出しが必要になるため、出産費用の助成があると助かります。	保護者	・出産一時金は保険給付として支給されているものであり、県の事業ではありませんが、国へ要望しています。また、出産・子育て応援事業として、市町村が伴走型相談支援や経済的支援を行っており、県も引き続き支援を行っていきます。	第3章 施策3Ⅱ2(1)妊娠・出産・子育て期にわたる切れ目のない支援の実施
不妊治療	80	不育症治療の支援をより詳細に充実させてほしい。不妊治療にかかる費用の援助。	保護者	・不妊に悩む夫婦に対し、不妊に関する医学的・専門的な相談や不妊による心の悩み等について医師・助産師等の専門家が相談に対応したり、不妊治療に関する正しい情報の提供を行う不妊専門相談センター事業を実施します。 ・不妊治療補助は保険適用となりましたが、一部負担が増加する場合もあることから、保険適用範囲の拡大を国に求めています。	第3章 施策3Ⅱ2(1)妊娠・出産・子育て期にわたる切れ目のない支援の実施
	81	不妊治療の補助金をもう一度考えてほしい	保護者		
	82	不妊治療をより受けやすく経済的な支援をしてほしい、専門クリニックを地方にも増やしてほしい	保護者		
性や妊娠に関する正しい知識	83	女性には、年をとってから子を産んで育てることがいかに大変か、年をとるとほしくても体力的や体の都合で子供がもてない可能性があることを若いうちから積極的に伝えるべき	保護者	・男女を問わず、性や妊娠に関する正しい知識の普及啓発と、健康管理を促すプレコンセプションケアの推進に努めていきます。	第3章 施策2Ⅱ2(1)性と健康に関する正しい知識の普及・相談支援
児童相談所	84	児童相談所の人員の充実や個人宅に関われる度合いをもう少し深くできないのか。保護者が手を離さない限り、明らかに離れた方が良い親子でも離せないのは、虐待を止められない。保護者に教育の責任を押し付けるだけでなく、地域全体で子育てする仕組みを確立して欲しい。	保護者	・児童虐待発生時の迅速・的確な対応を確保するとともに、家庭養育の推進及び市町村の相談支援体制の強化を図るため、児童相談所において、児童福祉司等の専門的知識を有する職員の増員など体制強化を図っていきます。 ・児童の虐待又はその疑いがある事案の早期発見・早期対応のため、相談体制の充実を図るとともに、児童相談所全国共通ダイヤル189等の相談・通報窓口の周知等に取り組みます。	第3章 施策2Ⅳ2(1)児童虐待防止対策等の更なる強化

意見の分類	番号	意見	年代	意見を受けて施策の方向性	こども計画への反映状況
障害児支援	85	障がい児へのサポート、障がい児福祉の所得制限の撤廃。きょうだい児へのサポートなど。	保護者	・乳幼児期に発見される障害児に関し、医療機関と行政機関（児童福祉・母子保健・教育）・療育関係機関との連携を深め、早期から子育て支援を行い、0歳からの療育が可能となるよう努めています。 ・早期発見から療育へスムーズにつなぐため、市町村をはじめとする関係機関における療育に関する情報の共有に努めます。	第3章 施策2Ⅱ2（3）障害児支援・医療的ケア児等への支援
	86	発達障害の啓蒙、支援	保護者	・国の制度である特別児童扶養手当や障害児福祉手当については、法令により所得制限が設けられておりますが、引き続き制度の丁寧な案内に努めてまいります。	
	87	発達障害者や知的障害者の支援	小・中学生	・県では、県内2か所に茨城県発達障害者支援センターを設置し、発達障害を持つ方やご家族の相談支援や、支援に携わる自治体・事業所の職員向けの研修、普及啓発等の事業を行っております。 引き続き、発達障害をお持ちの方が適切な支援を受けられるよう、支援体制の充実に努めてまいります。	
家庭環境	88	母子家庭でも、習い事や、学童お金がたくさんかかります。母子家庭で、子供が体調崩したりなかなか働けません。もう少し母子家庭に優しい地域にして欲しい。	保護者	・ひとり親家庭等に、学び直し等、就労に必要な能力の向上に関する取り組みを充実させることで、就労を支援します。 ・ひとり親家庭向けの児童扶養手当の支給や福祉資金貸付金の貸付け、生活保護世帯向けの教育扶助、医療費の助成等により、生活に困窮する家庭の安定した生活基盤の確保に努めています。	第3章 施策2Ⅲ2（3）保護者等への就労支援（4）経済的支援
	89	金銭的理由から共働きが必須だが、親類が近隣におらずサポートを受けられない状況下では、共働きと子供全般の対応の両立は非常に負荷が高い。	保護者	・地域の子育て支援の充実を図るため、「ファミリーサポートセンター」、「病児・病後児保育」など、安心して子育てできる環境づくりを進めます。 ・育児や介護など様々な制約を持つ人が社会で活躍できるよう、多様な働き方が可能となる労働環境づくりを促進します。	第3章 施策6Ⅰ2（3）地域子育て支援・家庭教育支援 施策6Ⅱ2（1）ワーク・ライフ・バランスの実現
	90	茨城県の方は出産・子育ては実家のサポートありきで考えている人が多いので、実家を頼れない核家族でも子どもを産める環境・考え方にしなければいけないと思う。	保護者		
駐車場	91	（妊娠時や子どもが小さいうちは）スーパーの駐車場など優先的に近くに止めさせてほしい	保護者	・いばらき身障者等用駐車場利用証制度により、妊娠7カ月から産後6カ月の方を対象に利用証を交付しています。 ・引き続き、必要な方が安心して駐車場を利用できるよう、制度の周知・啓発に努めていきます。	施策6Ⅰ2（3）地域子育て支援・家庭教育支援
道路	92	歩道がベビーカー用ではない。道を平らにしてほしい。	保護者	・自動車や自転車及び歩行者の安全な交通を確保するため、関係機関の連携による安全点検等計画的な道路の舗装修繕に取組みます。	施策2Ⅴ2（1）犯罪などからこども・若者を守る環境整備
	93	道路の白線を引き直す	小・中学生		